

宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 17 年 4 月 30 日

規則第 46 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 35 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(公募内容の周知)

第3条 市長は、条例第 2 条の規定による公募に当たっては、相当の期間を定め、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該施設の名称及び概要
- (2) 条例第 3 条の規定による申請を行う団体に必要な資格
- (3) 指定管理者に管理を行わせる管理の基準
- (4) 指定管理者に管理を行わせる業務の範囲
- (5) 指定期間
- (6) 申請の期間
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の告示に係る内容について、広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知するものとする。

(事業計画書の添付書類)

第4条 条例第 3 条に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支計画書
- (2) 団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (3) 団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第 4 条の規定による選定をしたときは、申請した団体に対し、その結果を通知するものとする。

(指定管理者の指定及び指定の取消し等の告示)

第6条 市長は、条例第 5 条の規定による指定をしたとき、条例第 7 条第 1 項の規定による指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他指定管理者に関し重要な変更があったときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(指定管理者選考等専門委員)

第7条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 174 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者選考等専門委員（以下「委員」という。）を設置する。

- 2 委員の定数は、18 名以内とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、欠員を生じた場合において補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

(任務)

- 第8条 委員は、市長の委託を受けて次に掲げる事項について調査するものとする。
- (1) 条例第2条の規定による指定管理者の公募に関すること。
 - (2) 条例第4条の規定による指定管理者の選定に関すること。
 - (3) 条例第7条第1項の規定による指定の取消し又は業務の停止に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(補則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。